

IV 生徒関係

本校における規程の「保護者」とは、成人後においても入学時の保護者を指すこととする。

1. 生徒指導

＜生徒心得＞

1 登校、下校、欠席、早退について

(1) 授業振鈴

予 鈴	8 時 1 0 分
H R 始	8 時 2 0 分
第 1 時限始	8 時 3 5 分
第 4 時限終	1 2 時 0 5 分
予 鈴	1 2 時 4 0 分
第 5 時限始	1 2 時 4 5 分
第 7 時限終	1 5 時 2 0 分

遅くとも、始業時間 10 分前までに登校し、遅刻をしないようにする。バイク通学は認めない。

(2) **最終**下校時間は~~16 時 40 分~~**19 時 00 分（冬期間 18 時 30 分）**までとし、それ以降となる場合は関係教職員に申し出、許可を受ける。

（体育祭・潮陵祭など、特別な場合は学校の定めによる。）

(3) 欠課・早退・放課以前の外出は、学級担任の許可を受ける。

(4) 欠席をする場合は、事前に保護者が理由を連絡する。

2 礼儀作法について

常に礼儀作法について心がけ、潮陵生としての品位を失わぬように行動すること。

3 校内生活について

(1) 金銭、貴重品は自己管理を徹底し、必要な場合は担任・顧問などに預け、事故を防止する。

(2) 盗難、紛失、拾得などの際は、速やかに担任または担当教諭に届け出る。

(3) 教室内ではコート等を着用しない。

(4) 互いに協力し合い、校内美化に努める。

~~④ 週番活動について~~

~~(1) クラスごとに 2 名ずつの週番をおく。~~

~~(2) 週番はクラスへの連絡事項の伝達や、教科担任との連絡を行う。~~

~~(3) 週番は教室内の美化・環境整備に務め、週番日誌を記入して放課後担任に提出する。~~

4 校内掲示物・配布物などの取り扱いについて

掲示物や配布物については、生徒間の自主的規則を尊重するが、互いの名誉を尊重し、他人を中傷することないよう、また、低俗にならないよう十分配慮する。（掲示・配布物規定参照）

5 校外生活について

(1) 外出の際は身分証明書を携帯し、本校生として自覚をもって行動する。午後 10 時までは帰宅していることが望ましい。**（北海道青少年健全育成条例：午後 11 時から翌日午前 4 時までの間は外出禁止）**

(2) パチンコ店や麻雀荘・風俗営業の店など、高校生の出入りが認められていない場所への立ち入りを禁止する。

(3) 飲酒・喫煙・~~有機溶剤吸引~~**違法薬物**・万引などの**違法行為**は絶対に行ってはならない。

(4) 交通安全要綱に従い、交通法規守って事故の加害者・被害者にならないように注意する。

(5) アルバイトをしようとするものは、保護者同意のもと所定の用紙で届け出し、許可を得る。その必要性・業種については慎重に判断すること。

~~(6) 登山、キャンプ、グループでの旅行などは、事前に保護者の同意を得、成人の付き添い者を明記した上で届け出る。~~

(6) **学級 HR・クラブ部活動**での諸会合は、事前に担任・顧問に届け出、許可を得る。

<服装についての心得>

服装の自由化について

昨年10月、服装自由化についての問題提起が具体的に行われ、その後、各ホームルームで討議がにつめられ、本年6月26日、生徒総会において自由化の決議がなされて以来、生徒教師双方よりなる検討委員会において、その具体的取扱いについて種々検討を重ねてきた。

委員会においては、双方とも慎重に、かつ率直な意見を出し合って話し合いを行って来た。その間、学校では父母からアンケートを通して意見を聴取したりしたが、最終的には生徒側の強い要望、社会の諸情勢などを考慮した上で、服装の自由化は時代の趨勢でもあり、服装を制度化して着用させるという意味はうすれてきたという点で意見の一致をみた。また現状では、野放しの自由ではなく、自主的な良識あるものとしてそれが行われるために、別に示すような新しい心得を残すという点でもお互いの了解をみた。

いづれにせよ、服装自由化は、本校の歴史の中でも画期的なことがらである。服装を自由に選択できることから生じる責任、自己規制は生徒の自主的判断によって高まり、華美・低俗な傾向に流れることは避けられねばならないし、必要に応じて教師の助言もなされなければならない。これまで長い期間にわたって真剣に討議してきたその精神を理解し、おのおのの自主的・良識的判断を十分に生かしながら、今度の新しい心得が、あらゆる面において明朗、かつ積極的な学校生活を築き上げる礎となるよう心から希望する。

(昭和47年11月6日服装検討委員会)

1 服 装

高校生としての品位を保ち、清潔・端正であり、華美・低俗にならないように留意する。

2 頭 髪

男女とも高校生にふさわしい髪型とし、パーマや染色・脱色は禁止する。

3 履 物

- (1) 内靴は学年規格別の学校指定靴とする。スリッパ、サンダル、草履の使用は認めない。
- (2) 屋外運動靴は、上記の学校指定靴以外の運動靴とする。
- (3) 通学用の履物は革靴、運動靴などとする。サンダルの使用は認めない。

＜校舎使用心得＞

- 1 ~~平校時間は16時40分とする。クラブ部活動等のための校舎使用は18時30分までとし、（11月から3月までは18時00分とする）それ以後になる場合は校舎使用願を提出し、許可を受けること。但し定時制の授業に支障のある活動は許可しない。体育館の使用は18時30分までの使用に限り、校舎使用願を提出しなくてもよい。~~
- 2 定時制が~~±2~~時限に授業のある日の体育館使用は、~~17時10分まで、2時限以降にある日は原則~~18時10分までとする。**ただし、それ以外の場合は顧問の指示に従うこととする。**柔道場（格技場）・弓道場・グラウンド及び文化系~~クラブ部活動~~の各部室の使用についてもこれに準ずる。
- 3 土曜・日曜・祝日は原則として校舎使用を許可しないが、~~クラブ部活動~~顧問の指導下にある場合は、この限りではない。
- 4 整理整頓に心がけ、後日使用の際に他人に迷惑を及ぼすことのないようにすること。
- 5 定時制への連絡は、校舎使用願を必要に応じて全日制教頭より定時制教頭に引継ぐことによって行う。
- 6 定時制の授業に支障を及ぼさぬよう特に次の事項に留意し、~~クラブ部活動~~顧問・HR 担任より指導を行う。
 - （1）定時制の体育の授業中は、いかなる理由があっても体育館内（ロッカーを含む）に立入らないこと。
 - （2）定時制の授業の始まる17時30分以降に校舎を使用する際は、喧騒にならぬよう、またみだりに廊下を歩行したりなどして、迷惑を及ぼさぬよう細心の注意をはらうこと。
 - （3）更衣室は定時制生徒も使用するので、使用を終えたら速かに退室すること。
 - （4）合宿中の夜間の体育館使用については、顧問又は生徒の責任者が直接定時制職員室に赴いて許可を受けること。また使用を終えたらその旨連絡して帰ること。
 - （5）定時制生徒の立場を尊重し、定時制教職員の校舎管理上の指導に素直に従うこと。

＜休暇中の校舎使用心得＞

- 1 休暇中~~クラブ部活動~~などで校舎（グラウンド・テニスコート・弓道場を含む）を使用する場合は、あらかじめ校舎使用願を提出し許可を受けること。
- 2 土曜・日曜・祝日は原則として校舎使用を許可しない。但し、~~クラブ部活動~~顧問の指導下にある場合はこの限りではない。
- 3 校舎使用は本校の生徒に限り許可する。特に理由があつて他校生を伴うときは、~~クラブ部活動~~顧問あるいは責任教諭の直接の指導下に許可する。
- 4 火気の使用は許可しない。但し、特別の場合に責任教諭の直接の指導下に許可する。
- 5 校舎使用を終えたら、使用箇所の清掃・整頓に努め、後日使用の際に他人に迷惑を及ぼさないようにすること。

＜下足ロッカー使用について＞

1 配置

- (1) 事務室側より、定時制一全日制、学年別クラスごととする。
- (2) 転入・復学者には、その都度割当てをする。
- (3) 入学時に生徒指導部で割当てをし、学年・組・番号・氏名を明示する。

2 使用上の留意事項

ロッカーは公共物なので、次の使用者も気持ちよく使えるよう、大切に扱わなければならない。

- (1) 施錠については、使用者負担とする。
- (2) 破損のないように注意し、故障の場合は担任に届けでる。
- (3) 破損した場合は、破損者負担とする。
- (4) 貴重品・教科書などは、ロッカー内に置かぬこと。
- (5) 他人のロッカーは使用しないこと。
- ~~(6) 名札をはずさないこと。~~
- (6) ロッカーの中は整理・整頓し、ロッカーの上に物を置かぬこと。
- (7) シール・紙などを貼ったり、落書きをしないこと。

＜小樽潮陵高等学校交通安全要綱＞

~~最近は高校生のバイクによる交通事故が増加し、社会的にも教育的にも憂慮されている現状にある。悲惨な交通事故を防止するためには、運転者のみならず歩行者も交通法親を守らなければならない。~~

~~本校ではそうした社会からの要請や生徒の生活実態を十分に勘案して「小樽潮陵高等学校交通安全要綱」を作成し、交通事故の防止に努めるものである。~~

本校では交通事故の防止に努めることを目的に、「小樽潮陵高等学校交通安全要綱」を以下に定める。

〔交通方法〕

- 1 通学は徒歩、自転車又は列車、バス等の公共交通機関を利用して行うこと。それ以外の自動車、自動二輪、原動機付自転車を運転して通学してはならない。
- 2 列車、バス通学生は交通事故から身を守るだけでなく、他の乗客や他人に迷惑にならないように努めること。

〔原動機付自転車、自動二輪、自動車〕

- 3 本校在学中は原付、自動二輪、自動車の運転免許取得、購入、運転をしてはならない。ただし、次の事項の場合は運転免許取得を認めるものとする。
 - (1) 運転免許取得を許可する場合
 - ア 1、2、3年生で家業に必要な場合
 - イ その他やむを得ない事情と判断される場合
 - (2) 運転免許を取得しようとする者は
 - ア 保護者が担任と相談の上免許取得許可願を提出し校長の許可を受ける。
 - イ 自動車学校手続時は校長の許可書を自動車学校に提出すること。
 - ウ 自動車学校通学による欠席、欠課は認めない。ただし、入校日、仮免許試験日、学科試験日は特に認める場合がある。
 - (3) 運転免許を取得した者は
免許証交付日、その種類を速やかに担任まで届けること。

〔罰則〕

- 4 道路交通法や本要綱に違反した場合は指導措置を受けるものとする。
*本要綱は1992年4月1日から実施する。

＜3年生車両免許取得許可条件に関わる申し合わせ事項＞

- 1 自動車学校（教習所）への入校手続きは、進路決定後または家庭学習期間に入ってからとする。
- 2 自動車学校（教習所）への入校手続きは、学校への手続きをし、許可が下りてからとする。
- 3 自動車学校（教習所）への通学は、特別な事情がある場合を除き、冬季休業に入ってからとする。

（平成30年1月30日一部改訂）

< 諸届について >

1 アルバイト届

- (1) アルバイト届については、保護者の同意のもと、「アルバイト届」を担任に提出する。
必要性、職種等を十分に吟味した上で届を出すこと。
- (2) アルバイトを行う際は、「アルバイト許可証」を携行すること。
- (3) 勤務時間は**原則**22：00までに帰宅できる時間までとする。

2 会合届

- (1) 事前に責任者となる担任や顧問と十分な相談の上、「会合届」を係に提出すること。
(ただし、宿泊を伴う場合は、下の*3の要領に従って手続きをする。)
- (2) 届け出用紙には必ず参加生徒氏名一覧を添付すること。
- (3) ~~例年、休業中に計画し、あわせて担任や顧問を探し回るという光景を目にします。事前にきちんと計画してから会合を行うこと。~~

~~3 旅行届~~

- ~~(1) 遠隔地への旅行、グループ旅行をする場合は、保護者捺印の上、「旅行届」によって許可を受けること。~~
- ~~(2) 別紙により、旅程・連絡先などを明確にする。~~

~~4 登山・キャンプ届~~

- ~~(1) 「登山・キャンプ等実施許可願」に全参加者の氏名・クラス・住所・電話番号を記し、氏名欄に担任が許可印を押すこと。~~
- ~~(2) 「参加承認書」に保護者の承諾印を押してもらい、「登山・キャンプ等実施許可願」とともに係に提出すること。(保護者の承諾印は別に作成した様式でもかまわないが、必ず捺印のあるものを提出する。)~~

3 自転車通学届

- (1) 登下校の際に自転車通学を希望する者は、「自転車通学届」を係に提出すること。
- (2) 冬期間（原則として11月から翌年3月まで）は、自転車による登校は禁止する。

- *1 これら書類については生徒手帳に詳細があるので、必要箇所をよく読み、一週間前までに提出する。
- *2 この仕組み自体が形骸化するのを防ぐため、届を提出する際には保護者、担任、顧問等とよく相談の上、提出する。
- *3 宿泊を伴う場合の会合届の提出手順
 - ① 「会合届」でその概要を報告する。~~（成人の責任者が必要）~~
 - ② 「保護者向け案内」を作成し、保護者の許可印のある承諾書を参加者全員分取りまとめる。
 - ③ ~~引率責任者が~~会合の計画者が、参加者名簿（学年・クラス・住所・保護者の連絡先）を作成する。~~キャンプ届の用紙を使用してもよい。~~
 - ④ ③で作成した参加者名簿の生徒氏名欄に担任の許可印を捺印してもらう。
 - ⑤ ~~下線線を施した四種類の書類を係に提出。~~